



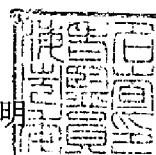
海老名市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、保健福祉部の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 7 日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



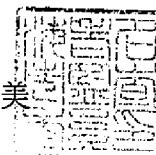
海老名市監査委員

清水 啓



海老名市監査委員

倉橋 正美



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【保健福祉部】

(1) 福祉政策課

福祉に関する諸計画の立案及び進行管理に関すること。社会福祉に関すること。戦傷病者等に関するここと。災害援助に関するここと。地域改善対策事業に関するここと。福祉総合窓口に関するここと。社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関するここと。部の庶務及び調整に関するここと。部内の事務分掌の調整に関するここと。

(2) 健康推進課

市民の健康増進の総合的な推進に関するここと。健康づくりに関するここと（こども・高齢者を除く。）。生活習慣病対策に関するここと。救急医療に関するここと。予防接種に関するここと（こども・高齢者を除く。）。感染症（そ族及び昆虫に関するこことを含む。）に関するここと。献血に関するここと。墓地に関するここと。広域大和斎場組合との連絡調整に関するここと。自殺予防対策に関するここと。医療センターに関するここと。

(3) 介護保険課

介護保険（介護認定に関するこことを除く。）に関するここと。介護認定に関するここと。介護事業所の指定及び指導に関するここと。

(4) 子育て相談課

こども家庭相談に関するここと。子育て支援センターに関するここと。

(5) 生活支援課

生活困窮者自立支援に関するここと。生活保護費の給付に関するここと。中国残留邦人等の支援に関するここと。福祉事務所の庶務及び調整に関するここと。生活保護に関するここと（給付に関するこことを除く。）。行旅病人及び行旅死亡人に関するここと。生活保護に関するここと（給付に関するこことを除く。）。行旅病人及び行旅死亡人に関するここと。

(6) 地域包括ケア推進課

地域包括ケアに関するここと。高齢者福祉に関するここと。高齢者の健康づくりに関するここと。高齢者の予防接種に関するここと。総合福祉会館に関するここと。高齢者生きがい会館に関するここと。

(7) 障がい福祉課

障害者福祉に関するここと（医療費・手当に関するこことを除く。）。わかば会館、わかば学園及びわかばケアセンターに関するここと。障害者デイサービスセンター等に関するここと。相談支援に関するここと。

(8) 国保医療課

国民健康保険に関するここと。国民年金に関するここと。国民健康保険税の賦課に関するここと。後期高齢者医療に関するここと。児童福祉の諸手当に関するここと。障害福祉の諸手当に関するここと。福祉医療費助成に関するここと。

(9) こども育成課

児童福祉の諸計画に関すること。児童福祉に関すること（医療費・手当に関するることを除く。）。ひとり親家庭等の福祉に関すること（医療費・手当に関するることを除く。）。分庁舎の管理に関すること。母子保健事業に関すること。こどもの健康づくりに関すること。こどもの予防接種に関すること。

(10) 保育・幼稚園課

保育所に関すること。幼稚園に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和5年1月26日及び27日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、健康推進課の次の点を除き適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

下記2件について、地方自治法234条第1項の規定による契約締結に際し、相手方から請書の受領を失念し、支出事務についても過年度支出となつた。

- ・新型コロナワイルスワクチン集団接種会場輸送業務委託(追加接種(一般)・その3)
- ・新型コロナワイルスワクチン集団接種会場輸送業務委託(追加接種(一般)・その4)